

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇規 則
 - 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県立消費生活センター管理規則
 - 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則
 - 主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県生乳取引調停審議会規則の一部を改正する規則
 - 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則
 - 鳥取県生乳取引調停審議会規則の一部を改正する規則
 - 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十七号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を
次のように改正する。

目次中第四章第二節第七款を削り、同章同節の次に次の一節を加える。

第二節の二 企画部の所管に属する機関（第三十五条・第三十六条）

第六条第二項の表中 都市開発課 管理係・企画係・建設係

を 都市開発課 管理係・企画係・建設係・金融対策室 に改める。

第九条の二 県民課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第

二号の次に次の一号を加える。

三 消費生活センターに関すること。

第十八条の表中鳥取県新市町村建設促進審議会の項を削り、

鳥取県公害対策審議会設置条例（昭和四十四年三月鳥取県条例第四号）

第一条の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事務 を

公害対策基本法（昭和四十二年法律第三百三十二号）第二十九条第一
項の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事
務

米子都市計画事業米子
駅前通り土地区画整理
審議会

を

米子境港都市計画事業
米子駅前通り土地区画
整理審議会

に改める。

第四章第二節第七款を削る。
第四章中第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 企画部の所管に属する機関

(名称及び位置)

第三十五条 鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十六年三月鳥取県条例第三号)第二条の規定により設置された消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立消費生活センター		米子市	

(分掌事務)

第三十六条 消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 消費生活に関する知識の普及及び情報の提供に関すること。
- 二 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- 三 商品の試験及び検査に関すること。
- 四 前三号に掲げるものほか、消費生活の安定及び向上を図るために必要な業務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立消費生活センター管理規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十八号

鳥取県立消費生活センター管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十六年三月鳥取県条例第三号)第四条の規定に基づき、鳥取県立消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(開所時間)

第二条 消費生活センターの開所時間は、九時から十七時まで(土曜日に於いては、九時から十二時まで)とする。

(休所日)

第三条 消費生活センターの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定する日
- 二 日曜日
- 三 一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日(指示)

第四条 知事は、消費生活センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、施設の利用者に対し、必要な指示をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五

十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二県税事務所長の項の次に消費生活センター所長の項として次のように加える。

消費生活センター所長 鳥取県立消費生活センター管理規則(昭和四十六年三月鳥取県規則第十八号) 第四条の規定による指示

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県規則第十九号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表中

一人月額	一〇、〇〇〇円
一人月額	一一、五〇〇円
一人月額	一三、〇〇〇円
一人月額	九、〇〇〇円
一人月額	一〇、五〇〇円
一人月額	一二、〇〇〇円
一人月額	一一、〇〇〇円
一人月額	一二、五〇〇円
一人月額	一四、〇〇〇円
一人月額	一〇、〇〇〇円
一人月額	一一、五〇〇円
一人月額	一三、〇〇〇円

を

一人月額	一〇、九五〇円
一人月額	一二、四五〇円
一人月額	一三、九五〇円
一人月額	九、九五〇円
一人月額	一〇、四五〇円
一人月額	一二、九五〇円
一人月額	一一、九五〇円
一人月額	一二、四五〇円
一人月額	一四、九五〇円
一人月額	一〇、九五〇円
一人月額	一一、四五〇円
一人月額	一三、九五〇円

に改め、同表の備考の2中「三九〇円」を「四二五円」に改める。

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十号

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則

鳥取県立専修職業訓練校規則(昭和四十五年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第五条」に、「訓練職種」を「訓練課程の訓練科」に改める。

第二条を次のように改める。

(訓練課程の訓練科等)

第二条 訓練校の訓練課程の訓練科、訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。

訓練校の名称	訓練課程の訓練科	訓練生定員	訓練期間
鳥取県立倉吉専修職業訓練校	電子機器科	一〇人	一年
	自動車整備科	二〇人	一年
	建築科	二〇人	一年
鳥取県立倉吉専修職業訓練校	土木科	三〇人	一年
	木工科	一〇人	一年
	建築科	二〇人	一年
鳥取県立倉吉専修職業訓練校	監督者訓練一科	一〇人	五日
	監督者訓練二科	一〇人	五日
	監督者訓練三科	一〇人	五日

鳥取県立米子専修職業訓練校	監督者訓練課程	専修訓練課程	職業転換訓練課程
鳥取県立米子専修職業訓練校	監督者訓練一科	機械科	機械科
	監督者訓練二科	縫製科	電子機器科
	監督者訓練三科	自動車整備科	自動車整備科
鳥取県立米子専修職業訓練校	監督者訓練一科	建築科	建築科
	監督者訓練二科	建築科	建築科
	監督者訓練三科	建築科	建築科
鳥取県立米子専修職業訓練校	監督者訓練一科	木工科	木工科
	監督者訓練二科	木工科	木工科
	監督者訓練三科	木工科	木工科
鳥取県立米子専修職業訓練校	監督者訓練一科	事務科	事務科
	監督者訓練二科	事務科	事務科
	監督者訓練三科	事務科	事務科
鳥取県立米子専修職業訓練校	監督者訓練一科	事務科	事務科
	監督者訓練二科	事務科	事務科
	監督者訓練三科	事務科	事務科
鳥取県立米子専修職業訓練校	監督者訓練一科	事務科	事務科
	監督者訓練二科	事務科	事務科
	監督者訓練三科	事務科	事務科

第六条中「履歴書（様式第二号）」の下に「その他知事が必要と認めた書類」を加える。

第十六条を削る。

附 則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十一号

主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則（昭和二十七年十一月鳥取県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

主要農作物種子法施行細則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この規則は、主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百三十一号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県生乳取引調停審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十二号

鳥取県生乳取引調停審議会規則の一部を改正する規則

鳥取県生乳取引調停審議会規則（昭和三十五年五月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条の第二十一項」を「第二十六条第十一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

農業構造改善員

を

農業構造
金融対策

改善員
室長

に改め、同表の知事の事務部局の項中

県税事務所

所長(人
が承認し
限る。)
次所

事委員会
たものに

百分の二十

を

県税事務所

所長(人事委員会
が承認したものに
限る。)

百分の

長 長

百分の十六

消費生活セ
ンター

所 次 所
長 長 長

百分の

二十

十六

十六

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】